

令和4年12月定例会 第123号

栄町議会だより

発行 栄町議会だより編集委員会

新規条例など、全14議案を可決

令和4年第4回定例会（12月議会）が、12月6日から16日までの11日間の会期で開催されました。本定例会には、新規条例1件、条例の一部改正8件、5会計の補正予算、合わせて、14議案が提出され、議案原案のとおり可決されました。
また、次のとおり町長から行政報告がありました。なお、今定例会における一般質問は7名、傍聴者は延べ19名でした。

橋本町長の行政報告

「新型コロナウイルスの感染状況及びワクチン接種の状況について」

町の感染者数は、12月1日現在の直近7日間で74名。1週間前の直近7日間の感染者数に比べ、30名増加しています。

また、オミクロン株対応のワクチン接種率は、12月5日現在、29.6%となっています。

年末年始を控え、町民の皆様には、引き続き基本的な感染対策の徹底と速やかな接種を呼び掛けてまいります。

「各種計画の策定について」

現在、第5次総合計画の後期基本計画・栄町地域防災計画・ドラムの里活性化計画を策定しておりますが、それぞれ1月又は2月に素案のパブリックコメントを実施し、いただいたご意見を踏まえ、修正を加えて年度内には策定し公表することとしております。

「町長懇談会の開催について」

町内で活動している様々な団体や町民の皆さんのご意見を、町政に活かしていくことを目的に、令和5年1月から事前予約制による町長懇談会を定期的に実施することといたしました。これまで、団体などが

要望があった場合に随時実施してまいりましたが、今後は、まちづくりのテーマを設定していただき、各種団体やグループの皆さんと、私が地域に向いて対話する「座談会」と、個人または数人と、ふれあいプラザさかえなどで対話する「懇談室」の2通りの形式で行うことを予定しております。

「ウォームビズの実施について」

政府は、全国の家庭や企業を対象に12月1日から翌年3月までの節電を要請しました。

これを受け、町といたしまして、事務室の過度な暖房に頼らないよう、職員はタートルネックやセーターなどを着用するなど、ウォームビズを1月から試行的に実施することとし、準備を進めております。

「空気清浄機の寄贈について」

この度、栄町三師会より、空気清浄機を3台寄贈して頂きました。

いただいた空気清浄機は、町民の方が多く来庁される1階フロアに設置し、ウイルス対策や花粉やほこりの除去など、役場庁舎内の環境向上のため役立たせていただいております。

※この行政報告は、定例会初日（12月6日）に行われたもので、現時点の状況と異なる場合があります。

議案審議

議案第1号 賛成多数
栄町行政組織条例の一部を改正する条例

住民サービスの向上を図るための事務処理の効率化及び効果的な行政組織の構築、迅速な意思決定を行うため、課の設置等組織の見直しを行うものです。

議案第2号 賛成多数
栄町個人情報保護に関する法律施行条例

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報の取扱いが同法に基づく運用となることから、栄町個人情報保護条例を廃止するとともに、同法の施行に關し必要な事項を定めるものです。

議案第3号 賛成多数
個人情報保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ、関係条例について所要の改正を行うものです。

議案第4号 全員賛成
栄町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の改正を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに管理監督職務に任用短時間勤務制を導入する等所要の改正を行うもの

議案第5号 全員賛成
地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

地方公務員法の改正を踏まえ、関係条例について所要の改正を行うものです。

議案第6号 全員賛成
一般職の職員の給与に関する条例及び栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和4年人事院勧告に準じた千葉県職員の給与改定に係る令和4年千葉県人事委員会勧告を踏まえ、当町の一般職の職員及び会計年度任用職員の給与について県に準じて改正するものです。

議案第7号 全員賛成
特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与改定を踏まえ、特別職の期末手当の年間支給月数について、一般職の職員との均衡を図るため、所要の改正を行うものです。

議案第8号 全員賛成
特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく

る等所要の改正を行うものです。

議案第5号 全員賛成
地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

地方公務員法の改正を踏まえ、関係条例について所要の改正を行うものです。

議案第6号 全員賛成
一般職の職員の給与に関する条例及び栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和4年人事院勧告に準じた千葉県職員の給与改定に係る令和4年千葉県人事委員会勧告を踏まえ、当町の一般職の職員及び会計年度任用職員の給与について県に準じて改正するものです。

議案第7号 全員賛成
特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与改定を踏まえ、特別職の期末手当の年間支給月数について、一般職の職員との均衡を図るため、所要の改正を行うものです。

議案第8号 全員賛成
特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく

学校運営協議会の設置に伴い、委員の報酬を定めるもの
です。

議案第9号 全員賛成
栄町国民健康保険条例
の一部を改正する条例

令和4年度法制改正に伴う
地方税法施行令の改正を踏
まえ、国民健康保険税の基
礎課税額及び後期高齢者支
援金等課税額に係る課税限
度額を同令に定める法定課
税限度額まで引き上げる改
正を行うものです。

議案第10号 全員賛成
令和4年度栄町一般会計
補正予算(第7号)

歳入歳出予算の総額に歳入
歳出それぞれ1億513万9千
円を増額し、総額を歳入歳出
それぞれ85億2,393万6千
円とするものです。

増額の主なものは、歳入
では、子どものための教育・
保育給付交付金、財政調整基
金繰入金、社会資本整備等基
金繰入金などによるもので
す。歳出では、障がい福祉サ
ービス提供事業、保育委託事
業、給与関係事業などによる
ものです。

議案第11号 全員賛成
令和4年度栄町国民健康保
険特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算の総額に歳入
歳出それぞれ528万9千円
を増額し、総額を歳入歳出そ
れぞれ30億2,619万8千
円と

するものです。

増額の主なものは、歳入
では、保険基盤安定繰入金
などによるものです。歳出
では、医療給付費適正化事
業によるものです。

議案第12号 全員賛成
令和4年度栄町後期高齢
者医療特別会計補正予算
(第2号)

歳入歳出予算の総額から
歳入歳出それぞれ36万1千
円を減額し、総額を歳入
歳出それぞれ2億9,845万
8千円とするもの
です。

減額については、歳入で
は、保険基盤安定繰入金に
よるものです。歳出では、
後期高齢者医療保険料納付
事業によるものです。

議案第13号 全員賛成
令和4年度栄町介護保険
特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算の総額
から歳入歳出それぞれ110
万2千円を減額し、総額を
歳入歳出それぞれ18億3
57万6千円とする
ものです。

減額の主なものは、歳入
では、介護保険財政調整基
金繰入金などによるもので
す。歳出では、第9期介護
保険事業計画策定事業、地
域包括支援センター事業な
どによるものです。

議案第14号 全員賛成
令和4年度栄町下水道事
業会計補正予算(第3号)

第3条予算の収益的
支出の予定額を6億4,
439万7千円に補正す
るとともに、第4条予算
の資本的収入の予定額を
3億1,269万9千円
に資本的支出の予定額を
4億1,794万5千円に
補正するものです。

収益的支出では、給料、
手当などの減額によるもの
です。

資本的収入では、下水道
事業受益者負担金の増額に
よるものです。資本的支出
の主なものは、公共施設設
置工事などの増額によるもの
です。

**町政のことが知りたい
一般質問**

子育て支援について

早川 久美子
問 政府が10月28日に閣議
決定した総合経済対策では、
子育て支援策の拡充が決ま
りました。そこで経済的支
援で妊娠・出生時における
各5万円相当を給付につい
てと伴走型相談支援の充実
について町の対応を伺う。

答 子育て包括支援センタ
ー等で行っている面談等を
活用し、妊娠届時の面談時
に同時に出産応援ギフトの
申請を行い、また、出産後
の対応として、生後1か月
頃に行っている新生児訪問

時の面談の際に「子育て
応援ギフト」の申請受けを
行うことを検討している。

出産・子育て応援ギフト
の内容については、子育て支
援サービスの利用負担軽減
につなげる観点から、各自
治体の判断・創意工夫によ
り幅広い支給方法を選択す
ることが可能とされている。

出産準備金などの現金給
付も排除しないとのこと
であるので、町としては、現
金による給付を検討している。
そのため、事業開始時点
で対象である方に対し、案
内通知と出産・子育て応援
ギフト申請書、アンケート
を送付し、申請書とアンケ
ートが返ってきた方に対し
て「出産応援ギフト」と「子
育て応援ギフト」をまとめ
て支給する予定である。

伴走型相談支援の充実に
ついては、妊娠届時から全
ての妊婦・子育て家庭に寄
り添い、身近で相談にお応
じ関係機関とも情報共有し
ながら、出産・育児等の見
通しを立てるための面談や
その後情報発信・相談の随
時受付等の継続実施を通じ
必要な支援等に繋げてい
くものである。

出産・育児応援ギフトと
パッケージで実施すること
により相談実施機関へのア
クセスや産後ケアや家事支
援などのサービスに繋がり
やすくなり、その結果、必

要な支援が確実に妊婦・子
育て家庭に届き、伴走型相
談支援の実効性が高まると
されている。

妊娠届時に行っている専
門職による相談や新生児訪
問、乳児相談事業などのこ
れまでの対応を踏まえ、子
育て包括支援センターを中
心とした支援体制の充実を
図りつつ、12月中旬に予定
されている第2回目の説明
会の内容を精査したうえで、
速やかに実施できるよう
準備を進めていく。

**一人暮らしの高齢者の見
守り、安否確認**

高萩 初枝
問 一人暮らしの高齢者が
朝廊下で倒れていて、親族
への連絡がつかずに発見が
遅れ、救急搬送後に亡くな
りました。今回のような事
例を防ぐには、町はどのよ
うな取り組みが必要だと考
えるか。

答 一つとして、急病やけ
が等の緊急時における迅速
かつ適切な対応を図るた
め、一人暮らしの高齢者に
対して緊急通報装置を貸与
している。

この緊急通報装置貸与事
業は、平常時には看護師に
よる健康相談や安否確認、
緊急時には救急要請や協力
員への連絡など、24時間、
365日サポートするサー

ビスである。二つとして、3年ごとに実施する「ひとり暮らし高齢者実態調査」により把握した高齢者の情報を民生委員へ提供し、日頃の見守りや安否確認に活用して頂いている。

三つとして、宅配業務等を行う郵便局、(株)セブン、イレブン・ジャパン、ヤマト運輸株式会社、移動販売事業を実施している(株)ナリタヤなど計7社と高齢者等の見守り活動に関する協定を締結している。

この協定は、訪問先で異変を発見した場合に町に連絡すること、また緊急の場合には直接、消防署又は警察署に通報することなどを内容とするものである。

今回の様な事例を防ぐには、お話の事例で、どのような状況で倒れていたのか、詳しい状況は分かりませんが、一つとして、独居高齢者宅への緊急通報装置の設置促進が有効な取り組みの一つであると考えます。

なお、体調の急変により、緊急通報装置のボタンを押せない状況も当然想定されるので、体調に変化がある場合や不安な場合には、健康相談も含め、早めに委託先の安心センタールに連絡して頂くことが、早期の対応に繋がります。ご自分の命を守ることに

命を守ることに

改めて周知し、普及に努めていきます。

二つとして、危難に見舞われ、自ら通報できなかった一人暮らしの高齢者の命を救うためには、日常生活の中の小さなサインから、異変を察知できる日頃の関係作りと見守りが重要である。

独居高齢者の見守り・安否確認、特に初動においては、共助の取り組みが大きな力となる。

地域での見守りを担う民生委員、近隣にお住まいの方、その他介護サービス事業者など、日頃関りのある方々が異変を察知した場合には、健康介護課、緊急の際には警察署又は消防署に通報して頂き、町として安否確認、救急搬送など、迅速に所要の対応を行う。

長門川整備への取組について

塚田 湧長

親水設備、遊歩道、国道との交通結節点をつなぐ動線を確保したサイクリングロードなど、自転車や散策者の交流・回遊性を向上し、観光客の町中への誘導など「長門川の水辺を活かした地域の賑わい創出を目指し」としての取組を伺う。

栄町第5次総合計画基本構想において、「利根川や長門川などの良好な水辺環境など町内の貴重な観光

資源を活かし、外国人観光客などの交流人口を増加させていく」ことが位置づけられている。

また、栄町都市計画マスタープランでは、長門川は自然・レクリエーションゾーンに位置付けられており、利根川や長門川、将監川などの水辺空間、町東部の丘陵地に広がる樹林地など、豊かな自然環境が魅力であることから、これらの地域資源を保全し、活用を図る区域に位置付けられている。

長門川については、緑地空間の継続的な保全を図るとともに、親水空間を活用した憩いの場や交流拠点の形成を誘導していくこととされている。

なお、印旛沼流域6市町全域を対象とする印旛沼流域かわまちづくり計画にも位置付けており、基本方針としては各市町の上位計画を踏まえて、水辺及び周辺の里山の自然環境、景観、歴史、文化、地元農産物、水産物等の地域資源をネットワークで結び、サイクリングやウォーキング等アクティビティを組み合わせた、印旛沼流域の総合的な利活用を推進することにより、「心と身体の健康」、「経済活性化」および印旛沼への関心を高めることで「水質改善」を図るとともに、

併せて「地域防災力の向上」を図ることとしている。

このことから、町として、長門川は「まちづくり」の重要な資源として考えている。

現在のところ、町の戦略的な事業には位置づけていないが、長門川沿線住民が、安全・安心に暮らせる護岸を整備していただくことも、今後も観光資源として活用できるよう景観に配慮した自然護岸整備、遊歩道やサイクリングロードの整備に合わせ、既存のドラゴンカヌーの船着き場を含め、計3カ所の船着き場を整備していただくよう要望しているところである。

また、町としては、現在のところ整備構想は持っていないが、長門川護岸整備に合わせ景観に配慮した、遊歩道整備などを県にお願

いしているところである。さらに、栄町側についても、遊歩道整備と併せて、サイクリングロードの整備ができるよう要望していく。

消防団について

石橋 善郎

町内を歩いていると、防火水槽や消火栓の看板の文字が錆びて見えなくなっているものが多くあります。これをどう考えているか。

防火水槽や消火栓の看板

板、いわゆる水利標識は消防法で、消防水利に標示する旨を義務付けている。

表示する目的としては、道路交通法に記載されている消防水利から5メートル以内を駐車禁止区域としていることを住民に周知する。

夜間に消防隊や消防団が容易に水利の場所を認識することができると、

大きくこの二つの設置目的がある。

ご指摘の水利標識が錆により見えにくくなっていることに関しては、まず、令和元年度の台風により被害を受けた52カ所について令和2年度に一斉に交換した。

しかしながら、今年度9月に実施した消防水利点検の結果、か所の水利点検において、新たに、水利標識やその支柱が腐食により、123カ所、交換が必要という結果が出ている。

水害リスク対応

岡本 雅道

外水氾濫及び内水氾濫のハザードマップの作成責任は誰か。また、現在のハ

ザードマップの想定雨量は改訂水防法で求める想定しうる最大規模の降雨か。町民の命を守る上で重要な排水設備は町が整備しないといけないのではないか。

答 想定する水害リスクについては、内水氾濫と外水氾濫の二つのリスクを想定しており、内水氾濫のリスクとして、ゲリラ豪雨など短時間の大雨により排水ができずに起こる床上、床下浸水や道路冠水などを想定している。

また、外水氾濫のリスクとして、大型台風や線状降水帯など長時間にわたる大雨で、想定外の累加雨量になることなどによる河川の氾濫を想定している。

町民のみなさんが命を守るためには、まずは一人ひとりが水害の危険性や災害対策などを正しく理解していただく必要があると考える。そのため町では地域防災計画の概要版を分かりやすく作成し、各世帯へ配布するとともに、防災教育や出前講座なども行い、避難対策など地域防災力の向上に取り組みでいきたいと考えている。

また、要配慮者の避難対策などについても引き続き取り組んでいく。さらに想定外の雨量により利根川の氾濫が起こってしまった場合、ハザード

マップにも掲載しているが、場所によっては浸水継続時間が長時間に及ぶことから、避難所の長期化対策や被災者等への支援体制の整備などにも取り組んでいく。

浸水想定区域など災害ハザード、気象や河川の水位などの情報、「高齢者等避難」、「避難指示」などの避難情報の発出は行政の責務と考えている。

災害ハザードマップの作成は、自治体の責務と考えている。

現状の雨水整備計画では時間あたり降雨量を60・5mmに設定し長門川へ自然流下で排水する計画なっており、現在まで内水氾濫が発生したことはない。

しかしながら、国土交通省で定める想定最大規模降雨が時間あたり153mmで設定されたことに伴い、令和6年度に見直しを予定している栄町公共下水道事業全体計画の中で雨水排水整備計画の見直しをするとともに排水ポンプの必要性についても検討するものである。

便利で気軽に移動できるまちづくりデマンド交通について

大塚 佳弘

問 高齢化社会に向かっている今、免許証を返納する人や、身体の不自由を訴えたりする人も増えている。買い物や病院通いも苦勞します。

答 誰もが安全で安心して暮らせる交通が享受される社会が必要と考えるが、町としての考えを伺う。

この他、栄町社会福祉協会の進捗や「外出サポート事業」など、助け合いによる運送サービスがある。

これらのいづれも、高齢者の進展や運転免許証返納等の移動手段を持たない町民にとって、日常生活を送るうえで、地域の足としての重要な役割を担っている。

業者の経営悪化、乗務員不足の深刻化、公共交通を確保するための財政負担の増加など、多くの問題を抱えていることも事実である。

このため、現在の公共交通の課題や利用ニーズ等を的確に分析し、町にとって望ましい公共交通のあり方について検討したうえで事業者など関係機関との協議を踏まえ、「地域公共交通計画」を今年度中に策定することとしており、現在は、町民2,000人を対象とした公共交通に関するアンケート調査や乗降客調査、先進事例調査などの基礎調査を実施しているところであるが、今後、新たな公共交通の運行計画案を作成していく中で、デマンド型の交通システムについて、費用対効果などを十分考察したうえで、町全体として、町民にとって利便性の高い公共交通ネットワークの手段になるのかを検討していきたいと考えている。

違法に支出された公金について

松島 一夫

問 条例による根拠がないままに支給され続けた重度心身障害者への医療費の助成に關し、先の議会での条例改正により法的根拠を得るに至るまでの間の支給総額

と、その補填について如何なる手立てを取るつもりか。

答 今回のケースでは、平成28年5月より他市の国民健康保険に加入していることが確認できているので、それ以降、条例を改正した令和4年9月までの支給総額は、およそ118万円となる。

なお、補填については、条例が不備であった中で支給していたことに対しては大変申し訳ございませんが、本件対象者は重度の障がいがあり、制度の目的に照らしても給付すべきであったと判断することから、補填は考えていない。

この制度は、重度の障がいのある方が受けた医療費を助成することで、経済的な負担の軽減により、健康の保持と生活の安定を図るものである。

従って、いづれかの市町村で当該対象者に医療費助成を行うものであっても、それは栄町の町民で施設入所を契機として住民票を異動したものであり、保険証の切り替わる前までは栄町で助成を行っていたという事実から、町が払うべきものと判断している。

的な負担の軽減、健康の保持と生活の安定という、本人が受けられるべき権利が損なわれるものであることから、町として助成を行っているものである。誤って支給したことによって町に損害を与えたというものではなく、本来支払うべき方に支払っているものであることから、補填は考えていない。

その他の一般質問

- 早川 久美子
 - ・子宮頸がん（HPV）ワクチン接種について
- 高萩 初枝
 - ・SDGs地球温暖化対策の推進について
- 石橋 善郎
 - ・国道356号線バイパスについて
- 岡本 雅道
 - ・布鎌地区の道路について
- 大塚 佳弘
 - ・野良猫対策
 - ・特定疾患見舞金支給制度について
 - ・学校給食の無償化について

令和4年第3回臨時議会

11月臨時議会が11月4日に招集され、専決処分承認及び条例の一部改正など4議案が原案のとおり可決されました。

橋本町長の行政報告

「産業まつり及び住民活動ふれあいまつりについて」
去る10月16日、「ふれあいまつり」を会場に「産業まつり及び住民活動ふれあいまつり」を開催いたしました。

「第53回博報賞にかける『奨励賞』の受賞について」
布鎌小学校に代々続く奉納相撲が、博報堂教育財団主催の第53回博報賞の「奨励賞」に決定されました。

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金について」
地方創生臨時交付金として、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が新たに国から配分されました。町では、高齢者への支援を始め、土地改良区及び施設園芸を営む農業者の負担軽減を図ってまいります。

「令和4年度子ども模擬議会について」
11月8日に、各小中学校より計16名の児童生徒のみなさんに参加いただき、子ども模擬議会を開催いたしました。

「JOCジュニアオリンピックカップ 2022年全日本卓球選手権大会出場について」
去る、10月28日から30日

に奈良県、ロートアリーナ奈良にて開催された、14歳以下の日本一を決める全日本卓球選手権大会カデットの部に栄中学校2年生の弘海瑠奈さんと、麻生大裕さんの2名が出場しました。

「価格高騰緊急支援給付金事業について」
令和4年9月9日に開催された、国の「物価・賃金・生活総合対策本部」において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増によって、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり5万円を支給するという方針が示されたことを踏まえ実施するものでございます。

※この行政報告は、臨時議会（11月4日）に行われたもので、現時点の状況と異なる場合があります。

議案審議

議案第1号 全員賛成
専決処分を報告し承認を求めることについて

住民税均等割非課税世帯等を支援する価格高騰緊急支援給付金の支給に係る事務費について、特に緊急を要したため、令和4年度栄町一般会計補正予算（第5号）を定めることについて

専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものです。

議案第2号 全員賛成
栄町会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与について、民間企業の給与との均衡を図るため、最低賃金法に定める千葉県の地域別最低賃金に達しない場合における当該職員の給与の調整に関する規定を追加するものです。

議案第3号 全員賛成
令和4年度栄町一般会計補正予算（第6号）
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,838万9千円を増額し、総額を歳入歳出それぞれ84億1,879万7千円とするものです。

増額の主なものは、歳入では、価格高騰緊急支援給付金事務費補助金などによるものです。歳出では、価格高騰緊急支援給付金事業、高齢者生活支援事業などによるものです。

議案第4号 全員賛成
令和4年度栄町介護保険特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万6千円を増額し、総額を歳入歳出それぞれ18億467万8千円とするものです。

増額については、歳入では、事務費繰入金によるものです。歳出では、介護保険事務事業によるものです。

編集後記

昨年は、久しぶりの花火の打ち上げや産業まつりの住民活動ふれあいまつりの開催も、今月にはリバーサイドさかえドラムマラソンの開催など、少しずつではありますが、活気が戻ってきていると感じています。先の見えない新型コロナウイルス感染症の終息、同じく先の見えないロシアによるウクライナ侵略を見守りつつ、これからは、町のSDGsを後押ししながら、いつまでも住みやすい町となるよう活動して参ります。高萩 初枝

発行者 連絡先

栄町議会だより編集委員会
野田泰博（委員長）、高萩初枝（副委員長）
大野信正、大野博、塚田湧長、大塚佳弘
栄町議会事務局
栄町安食台一丁目2番
☎ 33-7715 ☎ 95-4274
✉ gikai@town.sakae.chiba.jp

3月定例会は、3月7日(火)～17日(金)までを予定しています。
※請願書及び陳情書については、議会運営委員会の審査を受けることを原則としているため、2月27日(月)必着で提出くださるようお願いいたします。なお、過去の会議録については、町議会ホームページをご覧ください。